

8. 修了の要件

本課程に原則として2年以上在学し、所定の単位（30単位以上、老人看護CNSコースにあっては36単位以上、がん看護CNSコースにあっては44単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。

9. 学位授与

修士（看護学）

10. 長期履修制度と修業年限

修業年限は2年であるが、社会人学生の就学を支援するために、島根大学学則第29条に則り、長期履修制度を導入する。

申請により当該制度の利用許可を得た学生は、修業年限の2倍の年限まで修業することができる。

11. 入学金・授業料の免除及び徴収猶予制度

入学金については、経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀であると認められる者、あるいは、特別の事情（入学前1年以内に、入学する者の学資負担者が死亡、または、入学する者もしくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合等）により納付が困難であると認められる者に対して、その全額または半額が免除される制度及び徴収を猶予される制度がある。授業料については、全額または半額が免除される制度がある。

12. 奨学金制度

日本学生支援機構奨学金

学業成績、人物とも優れた学生で、経済的理由により修学困難な者には、選考のうえ奨学金が貸与される。（令和3年度貸与月額 第一種：無利子 50,000円または88,000円、第二種：有利子 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円）

13. 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

教育研究活動中に万一事故等により、身体等に損害を被った場合あるいは他人に対する賠償責任が発生した場合に保険金を支払う制度である。財団法人日本国際教育支援協会が実施し、学生全員が加入する保険である。